

地基沖第 620 号
令和5年11月6日

沖 縄 県 知 事
各 市 町 村 長
各 一 部 事 務 組 合 等 の 長 } 殿

地方公務員災害補償基金
沖縄県支部長 玉城 康裕
(公 印 省 略)

令和6年度の概算負担金に係る地方公務員災害補償基金定款
第17条の3第1項に規定する理事長が定める率について（通知）

平素から当基金の運営に当たり格別のご協力を賜りお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて、令和5年11月2日付け地基経第58号で地方公務員災害補償基金理事長より通知があり、下記のとおり取り扱うこととなりましたので、ご留意くださるようお願いいたします。

記

1. 令和6年度の概算負担金に係る理事長が定める率は、職員の区分ごとに次のとおりとする。

義務教育学校職員	1. 0 2 2
義務教育学校職員以外の教育職員	1. 0 4 2
警察職員	1. 0 1 5
消防職員	1. 0 1 7
電気・ガス・水道事業職員	1. 0 1 7
運輸事業職員	1. 0 1 2
清掃事業職員	0. 9 9 9
船員	1. 0 3 5
その他の職員	1. 0 3 6

2. 組織改編による人員増減等により、令和6年度の給与の総額が、前々年度の決算に計上された給与の総額に理事長が定める率を乗じて得た額に比べて大幅な増減が見込まれ、概算負担金の額が実態と著しく乖離してしまうおそれのある地方公共団体及び地方独立行政法人については、この率を用いず、当該地方公共団体等について理事長が別に定める率を用いることができます。

協議を希望する団体等は、令和6年2月29日（木）までに当支部へ協議してください。

[参 考]

令和6年度概算負担金の算定 ※
負担金＝前々年度の決算の給与の総額 × 負担金率 × 理事長が定める率
(令和4年度確定負担金の給与の総額) (定款別表第二) (今回の通知による率)

※メリット制適用団体には11月下旬ごろ別途通知いたします。

地方公務員災害補償基金沖縄県支部
担当：川武・安里
TEL：098-866-2127
E-mail:r.kawatake@chikousai.jp
n.asato@chikousai.jp